



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報をAlert/Commentary等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクからAlert/Commentary等の原文をご覧ください。

**IP** 連邦巡回控訴裁判所が、デジタルデータの電子的送信へのITCの管轄権を否定  
[Jones Day Alert: Federal Circuit Holds that the ITC Lacks Jurisdiction Over Electronic Transmission of Digital Data](#)

2015年11月10日、米国連邦巡回控訴裁判所は、歯列矯正関連の技術に関する特許権に係る事件（ClearCorrect Operating, LLC v. ITC, 2014-1527 (Fed. Cir. Nov. 10, 2015)）において、米国国際貿易委員会（ITC）の権限は、電気通信回線を通じて送信される電磁的データ（electronically transmitted digital data）の輸入には及ばないとの判断を示しました。

本件では、米国国際貿易委員会の輸入に係る権限について規定したSection 337, 19 U.S.C. § 1337 (a)における「物品（articles）」の範囲について「物品」に電磁的データが含まれるか否かが争われましたが、米国連邦巡回控訴裁判所は、その多数意見で、同法が立法された1922年当時、同法における「物品」とは有体物が想定されていたと認められること等を根拠に、上記判断を導いています。今回の米国連邦巡回控訴裁判所の限定解釈により、特許権及び著作権のいずれの分野においても、今後の米国国際貿易委員会の管轄権の範囲に重大な影響を与えることが予想されます。この問題の与える重要性に鑑み、本件は連邦巡回控訴裁判所大法廷又は連邦最高裁判所において更に審理される可能性があります。近年益々日本企業及びその関連子会社がITCにおける紛争当事者になる可能性が増しており、本件判断がソフトウェア関連特許及び著作権の行使に重要な影響を与えると思われる。

**General** 米国食品医薬品局が3つの主要な米国食品安全強化法最終規則を公表  
[FDA Publishes Three Major FSMA Final Rules](#)

2015年11月13日、米国食品医薬品局（the U.S. Food and Drug Administration ("FDA"）は、2015年中に採択される予定の、食品産業に影響を与える3つの主要規則を公表しました。この規則のうち、外国供給業者検証プログラムに関する最終規則は、輸入業者に対して、米国に輸入される食品が米国の食品安全基準に従って生産されていることをリスクベースで検証することを求めています。また、認証第三者証明に関する最終規則は、食品安全監査を実施し、かつ外国の施設及びそこで生産される食品に関する証明書を発行する第三者監査機関の認証のための自主的なプログラムを定めるものです。更に、農作物の安全に関する最終規則は、ヒト向けの果物及び野菜を生産、収穫、包装又は保管する米国内外の農場が採択しなければならない科学に基づいた基準を定めるものです。

本年9月には2つの別の主要規則が最終版として公表されており、これらをあわせた5つの最終規則が、日本を含む米国内外の食品供給業者の今後の米国での事業展開に重大な影響を及ぼすことになると考えられます。

**Corp.** サウジアラビア、新会社法公布  
[Saudi Arabia: New Companies Law 2015 Issued](#)

サウジアラビア政府は、同国の会社法の全面改正を公表しました。新法は、公布後150日以内に施行予定で、現行法を全面的に変更するものです。改正内容としては、会社形態の変更（現行会社形態のうち、協力会社ほか3形態が廃止）、出資者数の制限撤廃（単独出資者によるLLC設立が可能に）、株式会社の最低資本金額の減額（200万リヤルから50万リヤルへ）、電子公告の導入、株式会社のガバナンス体制への新規制（取締役会会長と執行役員の兼任禁止等）、持株会社制度の導入、等となっております。今回の会社法全面改正は、サウジアラビアにおける会社制度をよりグローバルスタンダードなものへと変更するものといえます。なお、既存の会社は、新法の施行後1年の猶予期間内に、新法を遵守する体制への移行が必要となります。

単独出資によるLLCの設立や株式会社のガバナンスにおける透明性の向上など、日本企業を含む外国投資家にとっても重要な法改正となるものと思われます。

その他、2015年11月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

**Antitrust** 米国連邦取引委員会（FTC）によるデータ・セキュリティ業に対する強制措置の要件の厳格化  
[New Decision Raises the Bar for FTC Enforcement Actions Over Data Security Practices](#)

**Antitrust** 英国がアセット・マネジメント市場の競争研究に着手  
[UK Launches Competition Study of Asset Management Market](#)

**Antitrust** DOJのステートメントが従業員個人に対する反トラスト法上の民事責任の追求可能性を示唆  
[DOJ Statements May Signal Civil Antitrust Enforcement Against Individual Employees](#)

**Antitrust** オーストラリアが競争法及び同指針を再検討  
[Australia Rethinks Competition Law and Policy](#)

**Antitrust** オーストラリアで競争法当局に対する情報提供を怠ったとして200時間の社会奉仕活動が科される  
[200 Hours for Failing to Answer Australia's Antitrust Regulator's Questions](#)

**Disputes** オーストラリアにおけるクラスアクションの当事者及び敗訴したクラスアクションについての判断—アンシュン・エストッペル及び裁判手続の濫用について  
[Group Members and Unsuccessful Class Actions in Australia - Anshun Estoppel and Abuse of Process](#)



## GLOBAL LEGAL UPDATE

### Disputes

強制的消費者仲裁条項の展望

[The Future of Mandatory Consumer Arbitration Clauses](#)

### General

オーストラリアの汚職防止独立委員会の管轄及び権限の展望

[The Future of Australia's Independent Commission Against Corruption's Jurisdiction and Powers](#)

### General

米国連邦取引委員会がロビンソン・パットマン法の限定的な解釈を提唱

[FTC Advocates Narrowing Robinson-Patman Act](#)

### General

CMS 及び OIG が MSSP (Medicare Shared Savings Program) に関連する詐欺及び濫用規定の適用の最終的な放棄を発表

[CMS and OIG Issue Final Fraud and Abuse Waivers in Connection with the Medicare Shared Savings Program](#)

### General

オバマ大統領がリベリアへの経済制裁を解除

[President Obama Terminates Liberian Sanctions Program](#)

### General

新たな経済制裁がアフリカにおける米国企業のリスクを増大

[New Sanctions Program Further Increases Risk for U.S. Companies in Africa](#)

### IP

オーストラリアが新しい電気通信データ保持法を導入

[Australia Introduces New Telecommunications Data Retention Laws](#)

### Tax

スプリント判決により 3 億ドルの FCA 脱税訴訟が続行

[Sprint Ruling Means a \\$300 Million FCA Tax Fraud Suit Can Proceed](#)

### Tax

パートナーシップに関する税務監査の新ルールが民間投資ファンドのビークルに与える影響

[New Partnership Tax Audit Rules Will Impact Private Investment Fund Vehicles](#)